税法附則第十五条第十六項本文に係るものにあつては五分の三、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、令和三年地方税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条並びに令和三年地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和三年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＜０のとき　（Ｂ×5.96851428＋Ｂ×0.54284963）×0.75＋（Ｃ×4.00637685＋Ｃ×0.36647376）×0.75

Ａ≧０のとき　［（Ｂ×5.96851428＋Ｃ×4.00637685）－｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝］×0.75（ただし、｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝－｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75＋Ｄ－Ｅ）｝≧０のときは、｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75｝は｛（Ｂ×5.96851428）×0.75＋（Ｃ×4.00637685）×0.75＋Ｄ－Ｅ｝とする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（a×5.96851428）×0.75＋（b×4.00637685）×0.75＋c－d

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

b　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における人口

c　法第10条第３項本文の規定により総務大臣が決定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

d　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

［略］

Ｄ　符号Ａの算式の符号ｃに同じ

附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第四十一項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）のうち同法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＜０のとき　（Ｂ×15.82205464＋Ｂ×1.41204678）×0.75

Ａ≧０のとき　（Ｂ×15.82205464－Ｂ×15.82205464×0.75）×0.75（ただし、Ｂ×15.82205464×0.75－（Ｂ×15.82205464×0.75＋Ｃ－Ｄ）≧０のときは、Ｂ×15.82205464×0.75はＢ×15.82205464×0.75＋Ｃ－Ｄとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

a×15.82205464×0.75＋b－c

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

b　法第10条第３項本文の規定により総務大臣が決定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

c　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

［同左］

Ｄ　符号Ａの算式の符号ｃに同じ

第三種郵便物認可　令和三年三月三十一日　印刷局